

2024年2月14日

各 位

会社名 フロンティア・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大西 正一郎
(コード番号：7038、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 カンパニー企画管理部門長 濱田 寛明
(TEL. 03-6862-8335)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を決定し、2024年3月27日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化と、業務執行の機動性向上により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と持続的な企業価値向上を図ることを目的に、2024年3月27日開催予定の第17回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものでございます。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2024年3月27日

定款変更の効力発生予定日 2024年3月27日

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 法令又は定款に定める事項のほか、当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 法令又は定款に定める事項のほか、当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第12条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として、又は増員により選任された取締役<u>(監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 当会社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 代表取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が代表取締役の業務を代行する。</p> <p>④ 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役が招集し、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>である取締役を除く。) の任期は、前任者又は他の在任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 当会社は取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 代表取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> が代表取締役の業務を代行する。</p> <p>④ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役が招集し、会日の 3 日前までに各取締役に對して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 29 条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第 31 条 <u>当会社に、監査役及び監査役会を置くものとし、その員数は4名以内とする。</u></p> <p>② <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 30 条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>② <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p><u>(報酬)</u> 第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 35 条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会議事録)</u> 第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の設置及び常勤の監査等委員)</u> 第 32 条 <u>当会社に監査等委員会を置くものとする。</u> ② <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>委員に対して会日の1週間前までに発する。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。</u></p>
<新設>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<新設>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<新設>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第40条～第42条（条文省略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条～第47条（条文省略）</p>	<p>第37条～第39条（現行どおり）</p> <p>（報酬）</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条～第44条（現行どおり）</p>
<新設>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>